

# 平成30年余市町議会第4回定例会会議録（第3号）

開 議 午前10時00分  
延 会 午後 2時55分

○招 集 年 月 日 余市町議会議員 1番 野 呂 栄 二  
平成30年12月13日（木曜日）

○招 集 の 場 所 余 市 町 長 齊 藤 啓 輔  
余市町議事堂 副 町 長 細 山 俊 樹  
総 務 部 長 前 坂 伸 也  
○開 議 総 務 課 長 須 貝 達 哉  
平成30年12月17日（月曜日）午前10時 企 画 政 策 課 長 笹 山 浩 一  
地 域 協 働 推 進 課 長 小 黒 雅 文

○出 席 議 員 （16名）  
余市町議会副議長 11番 白 川 栄美子  
余市町議会議員 2番 吉 田 豊  
" 3番 辻 井 潤  
" 4番 岸 本 好 且  
" 5番 土 屋 美奈子  
" 7番 近 藤 徹 哉  
" 8番 吉 田 浩 一  
" 9番 佐 藤 一 夫  
" 10番 野 崎 奎 一  
" 12番 庄 巖 龍  
" 13番 安 久 莊一郎  
" 14番 大 物 翔  
" 15番 中 谷 栄 利  
" 16番 藤 野 博 三  
" 17番 茅 根 英 昭  
" 18番 溝 口 賢 誇  
○出 席 者 余 市 町 長 齊 藤 啓 輔  
副 町 長 細 山 俊 樹  
総 務 部 長 前 坂 伸 也  
総 務 課 長 須 貝 達 哉  
企 画 政 策 課 長 笹 山 浩 一  
地 域 協 働 推 進 課 長 小 黒 雅 文  
財 政 課 長 高 橋 伸 明  
税 務 課 長 紺 谷 友 之  
民 生 部 長 須 藤 明 彦  
町 民 福 祉 課 長 上 村 友 成  
高 齢 者 福 祉 課 長 増 田 豊 実  
保 健 課 長 羽 生 満 広  
環 境 対 策 課 長 秋 元 直 人  
経 済 部 長 久 保 宏  
農 林 水 産 課 長 濱 川 龍 一  
商 工 観 光 課 長 阿 部 弘 亨  
建 設 水 道 部 長 亀 尾 次 雄  
建 設 課 長 篠 原 道 憲  
まちづくり計画課長 千 葉 雅 樹  
下 水 道 課 長 庄 木 淳 一  
水 道 課 長 渡 辺 郁 尚  
会 計 管 理 者（併）会 計 課 長 山 本 金 五  
農 業 委 員 会 事 務 局 長 中 村 利 美  
教 育 委 員 会 教 育 長 佐々木 隆  
○欠 席 議 員 （2名） 教 育 部 長 小 俣 芳 則  
余市町議会議長 6番 中 井 寿 夫 学 校 教 育 課 長 古 山 尚 志

社会教育課長 奈良 論  
選挙管理委員会事務局長 中 島 豊  
(併) 監査委員事務局長

○事務局職員出席者

事務局 長 杉 本 雅 純  
議事係 長 枝 村 潤  
書 記 小 林 宥 斗

○議 事 日 程

第 1 一般質問

---

開 議 午前10時00分

○副議長(白川栄美子君) ただいまから平成30年  
余市町議会第4回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は16名です。

よって、定足数に達しましたので、会議は成立  
いたしました。

なお、野呂議員は身内不幸のため欠席の旨届け  
出がありましたことをご報告申し上げます。

直ちに本日の会議を開きます。

---

○副議長(白川栄美子君) 日程第1、14日に引  
き続き一般質問を行います。

なお、12月14日に行われました一般質問におい  
て近藤議員より一部発言を取り消したい旨会議規  
則第63条の規定により申し出がありました。

したがいまして、近藤議員の発言を認めます。

○7番(近藤徹哉君) 先日私の一般質問で3回  
目の質問において小学校以下の発言、さらに海外  
に行った際の発言中、不適當な発言をし、深くお  
わび申し上げます。この発言を取り消しさせてい  
ただきたく議長においてよろしくお取り計らいい  
ただきますようお願い申し上げます。

○副議長(白川栄美子君) お諮りいたします。

発言の取り消しについて許可することにご異議  
ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、発言の取り消しについては許可するこ  
とに決しました。

それでは、一般質問について順次発言を許しま  
す。

発言順位5番、議席番号13番、安久議員の発言  
を許します。

○13番(安久莊一郎君) 第4回定例会に当たり、  
1件の質問をいたします。

本町の防災の取り組みについて。北海道胆振東  
部地震から3カ月がたちました。厚真、安平、む  
かわの3町では、全壊、半壊合わせて1,100戸に達  
し、被災者の仮設住宅での冬の生活が始まってい  
ます。厚真町は、震度7の地震に襲われ、阪神・  
淡路大震災と同じ震度でした。

日本列島は、地震を初め台風や豪雨などの自然  
災害が多発しています。背景に地震活動の活発化  
や地球規模での気候変動があることは否定できま  
せん。災害の危険から町民の命を守ることは、町  
政にとって最重要課題です。そこで、本町の防災  
の取り組みについて以下伺います。

1、災害時の庁舎内の防災体制は確立している  
のか。

2、避難場所について、①、避難場所は63カ所  
の施設が指定されているが、地区によっては指定  
された施設は不安であるとか、もっと多く指定し  
てほしいとの声がある。地域住民の声を聞くべき  
と考えるが、見解を伺います。

②、避難場所の施設の耐震性は全て基準を満た  
しているのか。また、老朽化対策はできているの  
か。

③、避難場所での停電対策はできているのか。  
また、洋式トイレは設置されているのか。

3つ目、福祉避難所について、①、町内6カ所  
が指定されているが、誰ひとり取り残さないため  
の収容数となっているのか。また、対応する人員

は十分であるのか。

②、避難行動要支援者名簿と個別計画の作成は完了し、災害時の対策はできているのか。保健福祉と防災の分野の連携はとられているのか。

③、開設施設名をどのように周知させるのか。さきの胆振東部地震で札幌市がホームページで公表しなかったが、本町での対応を伺う。

4つ目、地域での取り組みについて、①、これまで町内で行われた住民対象の避難訓練と防災学習会は、要請を受けて行われているようであるが、これでは地域ごとの避難場所や避難経路の確認に時間がかかると考えるが、見解を伺う。

②、自主防災組織を立ち上げ、自治体と住民が協力して防災に取り組んでいる地域があるが、本町での取り組みを伺う。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員のご質問に答弁申し上げます。

初めに、災害時の庁舎内の防災体制についてですが、本町における災害予防対策及び災害応急対策として職員の参集体制や災害対策本部等の設置、気象情報等の情報収集や被害状況の確認、町民への広報や関係機関との連絡体制などについて余市町地域防災計画に基づき、その対応に当たっております。

次に、避難場所の指定についてですが、昨年度避難場所の見直しを行い、防災ガイドマップに反映し、本年4月に全戸へ配布することにより町民の方々へ周知しているところでございます。避難場所の新たな指定等につきましては、必要性は認識しておりますので、民間施設の活用も含めて今後においても適宜見直しを行い、その拡充を図ってまいりたいと考えております。

次に、避難場所の耐震性についてですが、現在町内の全ての避難場所が耐震性の基準を満たしている状況ではございません。そのような中、避難場所の指定に際しましては、耐震性を有しない施設は地震による避難場所としては対象外施設とし

ております。また、老朽化対策につきましては、避難場所を管理する各所管課において必要な修繕を実施しているところであり、避難場所の指定に際しましても避難することが危険であると判断される施設は、避難場所としては対象外施設としております。

次に、避難場所の停電対策についてですが、現在余市町災害時備蓄計画に基づき、非常用発電機やラジオライト、LED投光器等を配備するとともに、冬季における停電時の暖房対策として灯油ストーブやジェットヒーターの配備を進めているところでございます。また、洋式トイレの設置についてですが、町内の避難場所となる公共施設及び民間施設につきましては、一部の施設を除き設置されている状況でございます。

次に、福祉避難所の収容数についてですが、現在本町におきましては民間の社会福祉施設及び余市養護学校と協定を締結し、福祉避難所として指定しているところでございます。施設の収容数については、各施設の収容スペースの関係もあり、町内の要配慮者全ての方を収容できるほどの規模ではございません。また、対応する人員についてですが、町の避難所対策要員が各施設の職員の方と協力し、福祉避難所の運営に当たるとともに、北海道へ人員の派遣要請をするなど、必要な人員の確保に努めてまいります。

次に、避難行動要支援者名簿と個別計画の作成、保健福祉との連携についてでございますが、高齢者や障害者などの避難に際する支援を要する方の情報を記載した避難行動要支援者名簿につきましては、現在保健福祉部局と連携し、各地区の民生委員へ提供しているところであり、今後も情報の共有と避難態勢の整備に努めてまいりたいと考えております。

また、個別計画の作成に当たっては、その作成方針や全体的な考え方を定めた全体計画を作成する必要がありますが、現在本町におきましては保健福祉

部局と連携し、それらの計画の作成を取り進めているところでございます。

次に、関連施設名の周知についてですが、災害時の福祉避難所への避難の流れにつきましては、まずは身の安全の確保を優先し、近隣の一般避難所へ避難していただきます。その後、要支援者の方の状況を確認するとともに、福祉避難所開設の必要性を判断し、指定施設へ開設を要請いたします。

本町におきましては、福祉避難所を開設した際は広報車や緊急速報メール、ホームページ、チラシ配布や区会への連絡、戸別訪問等により周知するとともに、保健福祉部局と連携し、迅速かつ確実に情報を伝達するように努めてまいります。

次に、住民対象の避難訓練と防災学習会についてですが、これまで区会や学校等から要請を受けて災害図上訓練や避難所運営訓練を実施し、その中で地域における危険箇所や災害特性を確認するとともに、地域の方々の協力により避難所を運営することの重要性などについて説明しております。地域訓練等を通して避難場所や避難経路などを確認することは、地域における防災力の向上につながるものと考えておりますので、今後も区会連合会や防災関係機関と連携を図りながら訓練を実施してまいりたいと考えております。

次に、自主防災組織についてですが、本町では全町で48区会設置され、区会がその役割を担っていただいているところであります。今後におきましても地域に属する一人一人の防災意識の向上を図り、地域内の連携を促進することなどにより地域防災力の強化を図ってまいります。

○13番（安久莊一郎君） それでは、1つずつ伺っていきたいと思います。

まず、最初の庁舎内の防災体制、これについては今お聞きしたとおりで、その体制で災害時にぜひ対応していただきたいと思います。災害対策基本法というのができておりますので、それに従っ

て行われると思いますので、その基本点を押さえて、ぜひ迅速に機能するようにお願いしたいと思っております。

次に、2つ目ですけれども、避難場所についてです。避難場所について住民の不安というのか、要望というのか、やはり災害時に自分はどこへ逃げたらいいのか、これがまだはっきりしていないと。防災ガイドマップが各戸に配られて、それを見て、それを参考にして自分はどこへ逃げていくかと、どこへ避難するかというのを検討すると思うのですが、具体的に住民にとって本当に自分一人の判断ではなくて、自分はここへ逃げたいとかいろいろ要望があると思うのですが、それが実際にそれでいいのかどうか。それから、あのマップの中に載っていないところなんかも、先ほど答弁で検討すると、いろいろまだこれからもやっていくと言われてはいますが、だからそのためにはやっぱり住民が直接自分の希望、意見を言って、ここへ逃げるのが一番いいのだというのを納得の上でやるということが必要だと思うのですが、その点もう少し住民が参画して、そしていざというときにどこへ逃げていくかというのをはっきりさせていくというのが非常に大事だと思うのですが、その検討、その取り組み方、それについて再度伺いたいと思っております。

それから、避難場所についてですけれども……  
(何事か声あり)

ごめんなさい。それでは、1番目の庁舎内の防災体制について、それを聞きます。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の質問に答えさせていただきます。

庁舎内の防災体制についてきちんとするべきであるが、その見解を再度問うというご質問の趣旨だったというふうに理解しておりますが、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、きちんと初動マニュアルに基づき、各関係課が災害が起こった

際には参集して対応することになっておりますので、その点さきの答弁の繰り返しになりますが、職員の参集体制や災害対策本部の設置等きちんと防災計画に基づき対応に当たっているところでございます。

○13番（安久莊一郎君） どうも失礼しました。では、今度は2点目、避難場所についてです。

避難場所について、先ほど言いましたように住民の要望、納得、これがやっぱりしっかりと図られないと、いざというときに逃げていくという避難場所、それから避難経路、これがはっきりするというのが大事だと思います。先ほど紹介したような声もありますので、それらを踏まえて防災ガイドマップ、これを本当に活用できる体制にしていくということが大事だと思います。

それから、避難場所施設の耐震性について先ほどお話がありました。耐震性が確立していないところは、地震の避難所にはしていないということなのですけれども、もう一つ、老朽化対策、これが非常に大事なところだと思うのですけれども、これについて1つ私心配しているのは富沢町の福祉センターがあります。ここが指定避難所になっているのです。防災資機材もそこで備蓄されております。しかし、老朽化が進んで雨漏り等がひどい状態にあります。避難所としては早急に対処しなければならぬと思いますけれども、これはどういうふうにして、もう対処はされているのかどうか。

それから、ほかの避難所でもこのような老朽化、またはそれに対する改善の必要がある施設はないのかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

それから、避難所について……

○副議長（白川栄美子君） 安久議員に申し上げます。

一問一答です。

○13番（安久莊一郎君） わかりました。それで

は、以上のところだけ。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員からのご質問に答弁させていただきます。

富沢町の福祉センターを初めとする施設の老朽化対策をきちんとするべきだという質問でございますが、さきの答弁でも申し上げましたとおり、老朽化対策につきましては各所管課において必要な修繕を実施しているところでありますので、きちんとその状況を把握しながら取り組んでいるところでございます。

○13番（安久莊一郎君） 今富沢町の福祉センターについて町長からの答弁がありましたけれども、実際に雨漏りというのは非常にひどい状態になっているのです。だから、避難所としてこれから、指定避難所ですからここには避難者が滞在するということにもなりますけれども、これは早急に改善しないと、そこに避難された人が非常に避難所での生活も困る状態になると思うのですけれども、これについてやはりすぐ手を打つ必要があると思うのですけれども、いかがでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員のご質問に答弁させていただきます。

避難所の老朽化につきましては、担当課がきちんと調べて必要な修繕をしているところであり、もし避難が不適切である、または危険だと判断される場合には避難場所としては対象外施設というふうに対応しているところでございます。

○13番（安久莊一郎君） ぜひ対応を早目にしていただきたいと思います。

それから次、避難場所での停電対応、その問題と洋式トイレの問題です。防災の資機材の備蓄場所というのが12カ所設定されておりまして、そこに備蓄されております。そこには自家発電機が2台ずつ配置されているのですけれども、それ以外の避難所への停電対策というのは、自家発電機等設置する予定であるのかどうか、それをまずお聞きしたいと思います。

それから、洋式トイレ、これは高齢者や子供たちにとっては非常に切実な要求です。収容者の人数によりますけれども、その人数に対してそれぞれの洋式トイレの配置数、これは十分であるのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員からのご質問に答弁させていただきます。

停電対策と洋式トイレの設置のお話でしたが、自家発電機の設置につきましては、余市町災害時備蓄計画に基づきまして必要な場所にきちんと配備しているところでございます。

また、洋式トイレにつきましても、今現在洋式トイレのある建物は53個ありますけれども、その中で一部施設を除き設置されていないところでございますが、必要に応じて整備を進めているところでございます。

○13番（安久莊一郎君） 自家発電機の配置は、12カ所しか今置かれていないということなので、それ以外の避難場所での対策は今後どのように考えられているのかということをお聞きしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員のご質問に答弁させていただきます。

さきの答弁でも申し上げましたとおり、備蓄計画に基づき必要な場所に必要な量を配備しているところでございます。

○13番（安久莊一郎君） 12カ所ではまだ足りないと思いますので、これは早く自家発電機の配置、これを進めていっていただきたいと思います。またブラックアウトみたいなことになったり、停電が長引くということも考えられますので、その対策はぜひとっていただきたいと思います。

続いて、福祉避難所についてです。福祉避難所についての1点目は、町内6カ所が指定されていますけれども、町民の誰ひとり取り残さないための収容数となっているかどうかということですが、道に要請されたり、対応する人員も十分

にやろうということなのですけれども、東日本大震災では被災地全体の死傷者のうち、65歳以上の死者数は約6割、それから障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍と、このように言われております。ですから、福祉避難所、この位置づけて非常に大事なことだと思います。災害による犠牲者を少なくするためには、要配慮者を守るための安全対策の充実が不可欠だと思いますけれども、それでこの福祉避難所の収容人数、これについて利用対象者の何%が収容人数になっているかというのをまず確認したいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員からのご質問に答弁させていただきます。

福祉避難所の収容人数についてですけれども、現時点で台帳登載者の人数が2,854名でございまして、収容人数は260名でございまして、大体10%ほどの収容数となっているところでございます。

○13番（安久莊一郎君） 必要な人が全て収容できるような体制をこれからもとっていただきたいと思います。

それから次に、避難行動要支援者名簿というのと個別計画の作成というのが言われておりますけれども、先ほど名簿についても今作成の完了を目指してやっているということですが、いつごろまでに作成の完了がされるのか。

それから、個別計画というのは非常に大事だと思うのです。障害を持っておられる方、避難が非常に大変な方にそれぞれその人に合った個別計画がないと、いざというときには機能しないと思うのですけれども、その対応、これは現在のところどこまで進んでいるのかということをお願いしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員のご質問に答弁させていただきます。

避難行動要支援者名簿の作成と個別の避難計画についてのご質問でございしますが、さきの答弁で

も申し上げましたとおり、保健福祉部局とも連携しながら各区会の民生委員へ提供していると、鋭意作成中であるという現状でございます。

いつごろまでに作成するのかということでございますけれども、登載者名簿が2,854名おりました、個別計画をつくるにはそのとおり約3,000とおりのパターンをつくらなければいけないということで、具体的にいつごろまでに完成するということはこの場では申し上げられませんけれども、鋭意関係部局とも協力しながら作成に努めているところでございます。

○13番（安久莊一郎君） 大事なところなので、ぜひ一刻も早くきちんとしたものをつくるようにお願いしたいと思います。

この避難行動要支援者、この方に対して、この支援者1人について支援をする人、これは何人を配置する予定になっているのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員からのご質問に答弁させていただきます。

計画の詳細についても現在担当部局と連携しながらつくっているところでございますので、今後状況に応じて必要な人員等も割り出していきたいと思っております。

○13番（安久莊一郎君） ちょっと聞くとところによりますと、内閣府では要支援者約10人に対して1人の支援者を配置すると、そういうふうにして要請されていると聞いておりますけれども、それに従って、それをめどに支援体制をつくっていただきたいと思えます。

それから、次の問題ですけれども、福祉避難所の開設施設名をどのように周知させるかということなのですけれども、札幌市の例を私も挙げましたけれども、札幌市は公表しないと、ホームページなんかで公表しなかった理由として、その福祉避難所に多くの住民が集まって、必要な人が利用できなくなるおそれがあるということで周知をためらっているということも聞いているのですけれ

ども、本町では先ほどお話あったように福祉避難所の開設について住民に周知徹底するというところで、それでいいのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の質問に答弁させていただきます。

福祉避難所の広報に関してですけれども、さきの答弁でも申し上げましたとおり、まずは身の安全の確保を優先し、まず第一には一般の避難所へ避難していただくと。その後こちらのほうで要支援者の状況を確認し、福祉避難所開設の必要性を判断した場合にはその開設について広報車、緊急速報メール、ホームページ、チラシなどで情報を周知するというところでございます。

○13番（安久莊一郎君） 今の答弁で了解いたしました。

それでは最後、地域での取り組みについてです。先ほどこれまで町内で行われた住民対象の避難訓練と防災学習会というのは、要請を受けて行われたということですが、そういう地域からの要請を待つのではなくて、やはり町のほうで積極的に住民に避難場所、避難経路等を含めた防災に対する取り組み、これは積極的に地域と行政が一緒になってやっていくということが必要だと思うのですけれども、この場合も住民の参画と協働という部分、そういう基本的視点が必要だと思うのですけれども、これはそういう視点で今後については行うということでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員の質問にお答えさせていただきます。

町民を巻き込んでの形での防災意識を向上すべきではないかという趣旨のご質問でございますが、これまでも区会連合会などと連携を図りながら防災訓練をやってきておりまして、住民を巻き込む形でやってきております。今後も区会連合会や防災関係機関と連携を図りながら訓練をしてまいりたいと思っている所存でございます。

○13番（安久莊一郎君） 区会連合会とかそういう

うところと地域の取り組みについてやっているということなのですけれども、私ちょっと区会の役員の方からお話聞きましたら、避難訓練、避難場所、避難経路、こういう問題について区会として十分な認識というのですか、必要性とかそういうことをまだ徹底していないような感じがあるので。だから、区会連合会だけに任すというのではなくて、それぞれの区会単位、そこに入って行って、今回のこのガイドマップができましたけれども、それをもとにしてこういう避難をしていくということを考えて取り組んでいく必要があるのではないかなと思います。だから、それをぜひ進めていってほしいと思います。

それに関係して、2つ目の自主防災組織というものが非常に大事になってくると思うのです。実際にもうこの自主防災組織を立ち上げて、要綱等を自治体でつくって、自主防災組織を活用するというのですか、それが実際に大きな働きをするということをやっているところがあります。ですから、そういうところのこの自主防災組織について検討はもう既に始められているのかどうか。他町村の経験なんかをつかまえて、検討に入っておられるかどうか、そこをまず聞きたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員のご質問に答弁させていただきます。

自主防災組織についてですけれども、余市町の場合は48区会で設置されているところがございます。今後におきましてもご指摘のとおり一人一人の防災意識の向上が必要だと思いますので、地域内の連携を促進することによって自主防災組織も含めて地域の防災力を強化してまいりたいと思っております。

○13番（安久莊一郎君） ちょっと確認したいのですけれども、もう自主防災組織は各区会でつくられているのでしょうか。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員のご質問に答弁させていただきます。

自主防災組織について区会がその役割を担っているというところでございます。

○13番（安久莊一郎君） 自主防災組織をつくっているところは、きちんと要綱とかそういうのを決めて、行政区単位とかそういうところできちんと自主防災組織というのはどういうものかというものを踏まえてやっているのです。ちょっとまだ余市ではそこまでいっていないのではないかとと思うのですけれども、ですからぜひそっこのほうの検討をしてほしいというのが私の願いです。

○町長（齊藤啓輔君） 13番、安久議員のご質問に答弁させていただきます。

まさにご指摘のところは、住民一人一人の防災意識の向上を高めることが必要になってくると思っていますので、今後も地域内の連携を促進していくことによって地域防災力の強化に努めていくことを思っている所存でございます。

○副議長（白川栄美子君） 13番、安久議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時38分

---

再開 午前10時50分

○副議長（白川栄美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位6番、議席番号4番、岸本議員の発言を許します。

○4番（岸本好且君） 平成30年第4回定例会に当たり、さきに通告いたしました1件について質問を行います。町長におかれましては、答弁方よろしくお願いをいたします。

光ファイバー網の環境整備について。高度情報ネットワーク社会の形成に向け、全国各地で基盤整備がなされ、現在も着々と進められております。本町の現状と今後の環境整備についてお伺いします。



高度情報通信ネットワーク社会形成基本法、IT基本法に基づき、いつでもどこでも誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現を目標とするIT新改革戦略が平成18年に示されてから既に12年が経過しました。この分野において現在は、基盤整備からITの利活用に転換する施策に重点が置かれています。近年こうした国の方針を踏まえ、総務省はブロードバンドのゼロ地域の解消、超高速ブロードバンド世帯カバー率90%以上とする手法を具体化する情報通信技術の具体的な利活用の事例を示してきました。特に光ファイバーを使った通信技術に代表されるような超高速で大容量のさまざまなデータを送受信できる環境の整備は、本町においても非常に重要です。

現在余市町内一円に電気通信事業者による光ファイバーを使った通信技術が提供されているものの、一部地区においては採算性の問題から民間事業者による整備が非常に難しい状況であると聞いています。しかし、情報通信基盤の整備は、企業の活性化や本町が目指している移住、定住の促進の観点からも大変重要なインフラであり、町内における情報通信の格差を一刻も早く解消する必要があります。特に新規就農者を初め本町で起業を目指す関係者には、安定した高速通信の提供が必要です。町民の強い要望に応えるために、行政として必要に応じ関係する通信事業者と協議し、現在残されている地域に対し光ファイバー網の整備を一刻も早く取り進めていくべきと考えます。これまでの経過と今後の方向性について町長の見解をお伺いいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、岸本議員の光ファイバー網の環境整備に関するご質問に答弁申し上げます。

IT基本法制定に基づく本町における光ファイバー網整備のこれまでの主な取り組みについてのご質問でございますが、全ての国民がITの成果を享受できる高速ネットワーク社会の確立を目的

としたIT基本法制定以降、本町におきましてもISDN、ADSLの高速ブロードバンド通信からより大容量で高速通信が可能な光回線提供を求める住民ニーズの高まりを受け、通信事業者に対し要望を行ってまいりました結果、平成18年6月の黒川地区の提供開始を皮切りに、町内各地区に光回線エリアが拡大されております。超高速回線敷設可能世帯につきましては、詳細な情報が公開されていないため精緻な把握はできませんが、光ファイバー等の超高速回線敷設可能世帯のカバー率は、おおむね全世帯の9割を超えるものと想定しております。現在余市町におきましては、山間部や沿岸部等を中心として光ファイバー網から外れている地域があり、通信事業者に要望しているところではございますが、採算性や投資効果が見込めないことから、現在のところ整備は見込まれない状況となっております。

今後においては、固定系のブロードバンドでカバーできないところには電波帯を利用した移動系のブロードバンドの活用など、効果的な高速通信のあり方について調査研究してまいりたいと考えております。

○4番（岸本好且君） 答弁をいただきました。この光ファイバー、光回線を町内全域に何とか整備を図ってほしいというのは、過去にいろいろな議員が質問しております。私もちょうど3年前の27年のこの12月定例会で同じような質問をした経緯があります。今町長から答弁ありましたけれども、3年たって高速回線の光ファイバー網というのですか、これが少しでもふえて、おおむね90%という、当時もそういう答弁がありましたけれども、少しでも進んでいけばそれは該当する地区にとっては大変喜ばしいことなのですから、そういうことも含めて今この時点で余市町が置かれている現状、まず町長就任されているいろいろな地域にいらっしゃっている関係で今の現状は率直にどのように捉えているか、その辺をお聞きしたいと

思います。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、岸本議員の質問に答弁させていただきます。

余市町のブロードバンド環境の現状についての認識という質問でございますが、ちょうど先週総務省北海道通信局の局長が私のもとを訪ねてきてくださりまして、その際にブロードバンドの状況についてのお話もさせていただきました。北海道通信局の資料によりますと、余市町のブロードバンドサービスの状況、私先ほどおおむね9割以上と答えましたけれども、総務省の資料によると高速ブロードバンドサービスの使えない地域は、潮見町、白岩町、豊浜町の3地域というふうになっております。そのほかの移動系の電波系の高速通信網に関しましては、ほぼ町内全エリアがカバーできているというような状況です。私もそのように同じ認識であるということでございます。

○4番（岸本好且君） 今答弁ありましたけれども、山間地域、私もいろいろな区会からのお話とか、特に農業者の方から聞くことが多いのですが、特に農業者の方から聞くことが多いのですが、栄町の一部、登、豊丘、今町長おっしゃいました海岸部の豊浜、その地域については、その時点ではまだ光回線が入っていないという、それで強い要望がその地域に行くたびに私も聞いていたのですが、今の町長の答弁では豊浜地区以外についてはほぼカバーできているという、私も通信網の具体的な機種ของそういうものは余り詳しくないのですが、それは今の豊丘の離れているところ、それから登の沿線といいますか、そういうところがまだまだそういうふうになっていないのではないかと私は認識しているのですが、その辺はどうなのでしょう。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、岸本議員からの質問に答弁させていただきます。

総務省の資料では、栄町、豊丘、登に関しましては整備されているというような資料が私のところに提出されまして、同じ質問を私局長にぶつけ

まして、これ本省から送られてきた資料だから通っていると思うけれども、念のため確認するという事で、通信局が再度確認するというようなことを言っておりました。

○4番（岸本好且君） 今総務省のそういう趣旨の答弁があったということなのですが、国の方針といいますか、総務省は平成22年度までに全国的にカバー率を90%以上にするという目標で、それを目標として取り組んできて、余市町も今町長の答弁ありましたようにおおむね9割、それもこの3年の中で数的には大分解消されたということで受けたのですが、しかし特に豊浜地区については、今のそのカバーの中に入っていないのがずっと長くそういう状況に置かれているという現実があります。近隣の地域なのですが、同じ海岸部に位置している島牧村なんかは、早々といろいろな施策を打って、カバー率を100%にしたということも聞いておりますけれども、これも通信事業者には限度があるのでしょうか。採算性、投資効果も含めて、何らかの手だてといたしますか、特に豊浜地区については打つべきではないかなと思うのですが、答弁としては今の現状わかりました。今後のことも含めて、今置かれている地域について今後の方向性といいますか、そういう関係についてはどのようにお考えになるのかお聞きいたします。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、岸本議員の質問に答弁させていただきます。

豊浜地区の固定系ブロードバンド環境の整備をどう考えるかについてでございますけれども、光回線を引くにしても多額のインフラ整備に関する経費が発生したり、その後のメンテナンスで多くの費用が発生します。豊浜地区を見ますと、もちろん固定系、回線でのブロードバンドは、先ほど申し上げましたとおり、整備されていない状況でございますが、電波系のLTEのエリアがカバーできておりますので、もちろんLTEも光と

同じ速度が出ますので、豊浜については必要があれば電波系のブロードバンドを活用していただくのが一番合理的なのではないかと考えております。

**○4番（岸本好且君）** 今回この光ファイバーの環境整備について質問した本当の狙いといえますか、それは地区によって、市街の中央部については平成18年ですか、6月から黒川地区をスタートにして大川地区、そして一番ネックだった余市川を渡って西部地区にいて現在に至っているわけですけれども、通信事業者と利用世帯数の数もあるのですけれども、繰り返しでありますけれども、豊浜地区については地域性もありますので、一刻も早く行政として、費用対効果、もちろん町の持ち出しとか多くなる可能性も十分考えられますけれども、住んでいる方のことを思っただけで必要があるのではないかと。

昨年の29年度の区会からの要望書を私も見させていただきました。高速回線の光の関係については、5点ほど要望が上がっています。理事者側としてその答弁、回答書ですか、丁寧に事情を、現状を示しながら回答しているのですけれども、最終的には現時点での早急な整備に関しては非常に難しい状況にあることからご理解願いますということに結んでいますけれども、確かに通信事業者の事情、これまでの山間地域も含めてなかなか投資効果が見込めないということがそういうことの判断でネックになっているというのが一番大きいと思います。電波ではなく固定の光回線を豊浜地区に引くとなれば、まだまだ時間がかかるものなのでしょうか。可能な方向に向けていくというような、今豊浜が限定されて、ほぼ全域にカバーできている、そこが残っているという現実を踏まえて、もう一歩進んだ取り組みというのはできないのですか。

**○町長（齊藤啓輔君）** 高速インターネット網の整備、一歩進んだ取り組みということでございま

すけれども、高速ブロードバンド網が整備されているか、されていないかという点、豊浜地区もされております。要は同じ速度の出るインターネット網がLTE回線で整備されておりますので、そこはあえて光を引いて多額の持ち出し負担が発生するよりも、既に整備されているLTE網を使うのが一番合理的なのではないかと考えている次第でございます。

**○4番（岸本好且君）** 技術的なことで、今後考えていくということなのですが、町長もご存じのように今特に農業生産者のネット販売だとか、豊浜地区も民宿が2件存在していますし、そういうお客さんのサービスの面からもこういうネット社会、それは生活面でももちろんそうなのですが、企業を起こしている方にとっては今は産業の一部といいますか、今の社会ではなくてはならないものだという点であるのですけれども、農業者からも、3年前の当時です、やっぱりもっともこの地域にも入れていただいて、そういう生産者、自分がつくったもの、加工したものを販売して、それはどうしてもこの地区についてはネットでということとその当時も言われました。今それは解決されている、豊浜以外については解決されているということであれば、それはそれで大変いいことなのですが、今豊浜地区についてはやっぱり電波の方向でいくということは、固定にはしないで、電波でいくという、方針でいくという、そういう方向なのでしょうか。

**○町長（齊藤啓輔君）** 4番、岸本議員の質問に答弁させていただきます。

光とLTEの速度を比較してみますと、光の場合毎秒1ギガビットという速度が出ます。LTEも同じ毎秒1ギガビットという速度が出ますので、ラインを引いても電波でも、もちろん光というのは結構前の古い技術でありますから、その間技術革新がどんどん起こってしまっていて、電波系でも大変非常に速い速度が出るというふうになって

おりますので、光も電波もそれほど速度に差がないという状況でございます。ですから、もちろん光も整備するには多額の町の負担金が発生し、それに関するメンテナンスの費用も発生するわけでございます。現時点で電波網が整備されておりますので、速度が同じであれば電波を使うのが一番合理的なのではないかというふうに考えている次第でございます。

○4番（岸本好且君） 技術的なことは詳しくは承知していませんのでけれども、光ファイバーはやっぱり既存の回線よりも伝達力というか、容量というか、規模が全然違うということで、ケーブルの長さとかそういうロスが極めて少ないということで、電波とかに影響されないということで、ストレートに情報を伝達するというので、やっぱり一番有力な回線だと私は思っています。

豊浜地区に限っては、あの地区には豊浜学園があって、教育的なことも含めて、あと金属鉱山のあそこの施設もある、それから水道の浄化施設もあるということで、一番心配なのが高齢世帯が多いということで、あの地域は海に近い、それから道路的に、先ほどの防災の関係ではありませんけれども、中心街から離れているだけに防災面からも整備の必要があるのではないかと思います。緊急時に情報の収集がもしおくれがあったとすれば、それは被害拡大につながる場所ですので、再度要望しますけれども、一刻も早くその解消に向けて一歩進んではどうかと思っておりますけれども、再度お聞きします。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、岸本議員の質問に答弁させていただきます。

もちろん防災の面などさまざまな面から高速インターネット網の整備は必要不可欠であるという認識は、私も共有するところでございます。他方で固定回線を引くのが一番容量的に高いというご指摘もございましたけれども、私もいろいろな北海道通信局ですとか事業関係者からもお話を聞いて

しておりますけれども、現在LTE、電波系の容量も光と変わらない容量を伝達できるようになっております。ですから、町が多額の費用負担をして、1件当たり相当な金額になりますし、メンテナンスも年億単位かかる場合もありますので、そういう経費をかけるよりは、既に整備されている電波網を使って防災等の整備も進めていくことが一番合理的なのではないかと考えるところでございます。

○4番（岸本好且君） 現実にほぼ余市町内カバーされておりますけれども、今この地区においてはそういう状況だということで、現実的に情報通信分野における格差というのが間違いなく起きているのが現実ですので、それはお互いに認識する必要があります。

そこで、もし仮に町が整備に着手するとした場合、これは情報通信に係る国の交付金だとか補助金など、近隣の実態とか見ましたらそういうものも考えられると思いますが、今条件的に不利な地域に初期投資も含めてその後のコスト費用など具体的にこの豊浜地区検討してみたかと思うのです。そして、それを着手してほしいと、実際町がやるかどうかは別として、その場合今町長がおっしゃいますように相当な費用が持ち出しになるという可能性も十分考えられますので、試算して、どのぐらいになるのかということも通信事業者と協議しながら実際出してみる必要があると思います。そして、今後の豊浜地区に対する方向といたしますか、そういうのを見出していく、そういうことをぜひ取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、町長のお考えをお聞きします。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、岸本議員からの質問に答弁させていただきます。

実際にコストなのですけれども、これは概算で、もちろん減ったり、ふえたりする可能性はあるのですけれども、仮に80件新規に引くと仮定したら、1件当たり100万円ほどかかるので、少なくとも最

低8,000万円以上はかかるというような試算を出しているところもございます。これは仮なので、この金額が確定ではありませんけれども、これだけの初期投資、さらにメンテナンスの費用がかかりますので、既に整備されている電波網も同じ容量、同じ速度が出ますので、そちらを利用するのが合理的ではないかと考えている次第でございます。

○4番（岸本好且君） 今80件と言っていましたけれども、これは当時の通信事業者、特に豊丘とか行ってお話を聞いたときには、おおむねそういう希望のある世帯が30件、それから変わったかもしれないですけれども、30件が一つのめどという、それで通信事業者が動くという部分も聞いたことがあるのですけれども、豊浜地区については30件それが要望としてあるのかというのは別にして、多分ないだろうと思っておりますので、そうなりとやっぱり町がそこに入っていくというのが必要かなと私は思います。今後その地域については、要望書も上がっていることですので、十分区会、住んでいる方、事業所も含めて、最近は若い人があそこにマリンスポーツの関係でも入ってきて、今後そういうネットが整備されることによって豊浜地区というのは、ある意味今は高齢世帯が多くて、ここから離れているところで、どうしても地域的には大変なところなのですけれども、今後の可能性としては引くことによって整備されることも十分いい方向に向かっていくことも考えられますので、ぜひ試算も含めてもう一度そこに取り組んでいただきたいと思っております。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、岸本議員からの質問に答弁させていただきます。

先ほど30件単位ということでございましたが、もちろん件数が減れば減るほどコストは高くなるのであって、その分町の持ち出しも相当多くなってくると思います。

恐らく私の推測ですけれども、光のほうが安定

的だろうというような住民の方々イメージでおられるのではないかと思います、実際のデータで見ますと速度も容量も光も電波も変わらないということで、既に電波はカバーされているということでございますので、30件だと1件当たり200万円以上の負担になるわけでございますけれども、そのコストをかけるのであれば既に整備されている電波網を使うのが一番合理的だということに考えますので、町として固定をそちらに引くということは今のところ考えておりません。

○4番（岸本好且君） 町の水道の浄化施設の管理の面では今現在支障はないのでしょうか。その点だけ。

○町長（齊藤啓輔君） 4番、岸本議員の質問にご答弁させていただきます。

町の管理の面につきましては、現在のところ特段支障を来しておりません。

○副議長（白川栄美子君） 4番、岸本議員の発言が終わりました。

各会派代表者会議、諸会議の開催、さらに昼食を含め、午後1時30分まで休憩します。

休憩 午前11時22分

---

再開 午後1時30分

○副議長（白川栄美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位7番、議席番号17番、茅根議員の発言を許します。

○17番（茅根英昭君） 平成30年余市町議会第4回定例会におきまして、さきに通告しております一般質問を行います。教育長におかれましては、よろしくお願ひ申し上げます。

余市町の教育について。学校教育の小中学校の教育において組織的、計画的に教育を行うという学校の基本構造は同じですが、今後は知識を一方的に教え込むことになりがちであった教育から子

供たちがみずから学び、みずから考える教育への転換を目指す。そして、知、徳、体のバランスのとれた教育を展開し、豊かな人間性とたくましい体を育てていくことが望ましいと考えます。私が考える教育内容では、①、教育内容の厳選と基礎、基本の徹底、②、育成すべき資質や能力、③、一人一人の個性を生かすための教育改善、④、学校施設など教育環境の整備、⑤、学校外の社会人の活用、⑥、さまざまな専門家と教員等との連携、⑦、幼児教育からの英語教育や数字教育の充実、⑧、小学生の最新の数字教育や英語教育の充実、⑨、障害等に配慮した教育の充実、このような項目も大切と考えます。

子供たちの学習の場であり、生活の場である学校施設等の教育環境を豊かに整えることは、子供の健やかな成長、発達を促し、豊かな人間性を育む上で、また子供たちの学習をより充実したものとする上で極めて大切なことであると考えます。また、高度情報通信社会の発展を踏まえ、学校教育の高校魅力化プロジェクトについてその地域、学校でなければ学べない独自のカリキュラム、教育寮を通じた全人教育の2本柱で、多くの生徒が行きたい、保護者が通わせたい魅力ある高校にするプロジェクトも大切と考えます。グローバルとローカルを結ぶグローバル人材の育成の答えが一つに定まらない時代に決断を答えにする21世紀スキルを持った人材を育成することも大切と考えます。

質問1、余市町内の小中学校の施設の中で改善（漏水、雨漏り）等を早急にしなければならないところはどのくらいありますか。

②、学習教育の中で最新の数字教育や英語教育を活用していく考えはないでしょうか。

③、高校魅力化プロジェクトについても学校教育についても取り入れる考えはどうでしょうか。

○教育長（佐々木 隆君） 17番、茅根議員の教育委員会に関するご質問に答弁申し上げます。

1点目の小中学校施設の改善についてでございますが、町内には小中学校合わせて7校あり、いずれの学校においても天候により発生状況は異なりますが、雨漏り等の報告を受けているところでございます。いずれの学校も建設から相当の年数が経過しており、児童生徒が安心して学ぶことができるような環境づくりが求められますので、今後も計画性を持った維持補修に努めてまいります。

2点目の学習教育の中での最新の数字教育や英語教育の活用についてでございますが、数字教育につきましても昨年度大川小学校において算数に関する公開研究会を行い、教員の指導力の向上を図っておりますが、今後におきましても反復練習等によるさまざまな教育の活用について調査研究をしてまいります。

英語教育につきましても、次期学習指導要領において小学校での英語が教科化されるため、本年度より外国語指導助手を1名増員し、生きた英語による児童生徒のコミュニケーション能力と国際感覚の養成に努めてまいります。

3点目の高校魅力化プロジェクトについてでございますが、魅力ある高校にするプロジェクトとして、国内の19校で試みが行われていると伺っております。余市紅志高等学校においては、北海道ふるさと・みらい創生推進事業を活用し、地域の課題を見つけ、自治体や企業等と協働して、生徒が地域社会の一員として意識を持ちながら課題の解決を図るための実践研究に取り組み、キャリア教育や産業教育の充実を図っております。高校魅力化プロジェクトに取り組むには、余市町の特徴を生かしたカリキュラムづくりや地元住民との連携が重要であるため、今後町部局とも連携し、研究してまいります。

○17番（茅根英昭君） まず、1点目の質問に対しまして、町内7校ありまして、雨漏り等がいずれも多数の学校であるという現状をお聞きしまし

て、これは漏水、雨漏り等で済めばいいのですが、それに伴って漏電ですとか火災ですとか、雨漏りに対して滑ったとか、そういうことに対して現場の中でどのような話があるのか。そういったことは、子供さんが例えば入学式、これから卒業式を迎える上でPTAの方も見るわけですから、その部分で順番を決めながら、早急に対応をするべきではないかと考えます。火災保険等も入っている現状もあるでしょうから、その施設賠償等も含めて、そういったことを予算の範囲内でどの程度できるのか。また、さまざまな各種保険の状況もあると思いますが、そういったことも踏まえて今回の漏水、雨漏りの具体的な実際の例えば西中の体育館の入り口ですとか、東中の体育館のどの辺ができてきているというのは教育長みずから見てきたことなのでしょうか。

○教育長（佐々木 隆君） 17番、茅根議員からのご質問にお答えを申し上げます。

各小中学校の漏水、雨漏り等の現況につきましては、全ては私見てはおりません。その一部分といますか、どの学校も経年劣化によって雨漏り等、あるいは風が強い場合は窓から雨が吹き込んでくるだとか、そういった部分はございます。全面屋上の防水となりますと、やはり多額の財源も必要になってきますので、後期計画、総合計画の中で計画性を持って毎年予算を計上するような形で、ことしも東中学校の4階部分の屋上ですか、そちらの防水工事をしておりますし、来年度の計画とすれば東中、そして西中という形で取り進めているような状況でございます。緊急的に措置をしなければならない場合は、それはその時点で議会にお諮りしながら予算づけをし、対応させていただいているような状況になってございます。

○17番（茅根英昭君） 昨年度、一昨年度と耐震化構造でいろいろと数億数千万円の予算を通してやってきた中では、そういったことの雨漏り、漏水等の修繕的な部分は含んでできなかったの

でしょうか。

○教育長（佐々木 隆君） 17番、茅根議員の再度の質問にお答え申し上げます。

耐震化工事、あるいはつりものだとかそういった部分での国の予算をいただきながら実施をしております。全て余市の小中学校は100%対応は済ませております。その中で、一部その工事の中で窓枠ですか、そういった部分も含めて実施しているところもございます。

○17番（茅根英昭君） 他の自治体では、これに絡めて修繕工事、耐震含めてやっている自治体もあり、今回このようなことでできなかった、使えなかったというようなこともあり、一部では窓枠使ったということですが、今後を見据えて、やはり他の自治体もうまくその辺の国の予算を活用しながら、自分のまちの施設の修繕等も含めて耐震化の絡みでやっている自治体もあるということも考慮して、終わったからもう終わりということではなくて、いま一度できなかった実情も、昨年度のことですから、今後検討をしながら今後に生かしていく。今後に生かしていかなければ、また同じことが起こったときに国の予算を活用しながらできることもあると思いますので、教育現場の中で7校も雨漏り、漏水がひどいというようなことも踏まえて、余市町にとっては本当に貴重な宝のお子様方が入学式、卒業式、あと体育館で遊ぶ、部活動をする中で、どれだけイメージを持たれて学校に行っているかということ踏まえると、自治体の予算配分で何年後、何年後という気持ちもわかるのですが、教育の中では早く直してほしいということをおっしゃっている父兄の方も多いと思うのです。その中で、教育の施設を修繕の前倒しですとか、そういうことをいま一度検討する考えはないでしょうか。

○教育長（佐々木 隆君） 17番、茅根議員からの再度の質問でございます。

前倒しして修理、修繕といいますか、その考え

ということでございますけれども、現実問題として授業を受けている教室といいますか、そういったところの雨漏りというのはありません。あった場合は大変ですので、早急に手だてをします。ただ、教室以外のところでどうしても雨漏りが発生する部分については、そこは極端なことを言いますとバケツを置いたりとかしていることも事実でございます。良質な環境といいますか、整備することは必要なことだと思いますけれども、現実とすればそのような状況でございますので、ここはやはり計画的に整備をしていきたいというふうに考えてございます。ご理解願います。

○17番（茅根英昭君） わかりました。

今の現状をより一歩前に、例えば体育館の前にビニールクロス張って、雨漏りが目で見ても非常にちょっと見づらいとか、そういった箇所もありますので、屋根裏からできないのかとかそういった一歩踏み込んで、教育委員会が学校施設に対してもっと前を向いて、より今の現状をもう一つ、二つ直す前でもいけるように取り組むべきではないかと考えます。

それと、直せる部分、例えば時計が数カ月とまわっているとか、そういった直せる部分はどんどん、どんどん現場サイドと協議をして、直せる部分は前向きにやっていただきたいと思います。

あと、火災保険、施設賠償等の関係もいま一度見直して、老朽化以外に修繕費として使えるかどうか検討する考えはないでしょうか。

○教育長（佐々木 隆君） 17番、茅根議員からの再度の質問でございます。

老朽化での雨漏り改善、議員おっしゃるとおり、気持ちとすれば私も同様でございます。ただ、限りある財源でございますので、そこは計画性を持って対応してまいりたいと思います。

保険の関係もございますが、経年劣化による修繕に係る部分については、これは保険適用というのはなかなかないのかなと思っています。風水害

で例えば屋根が飛んでいったとか、あるいは壁が雪で壊れたとか、そういった部分につきましては保険適用というものが十分考えられるところでありまして、そういった部分についてはちょっと厳しいのかなというふうに思っております。

いずれにいたしましても、授業に本当に支障が出るような状況であれば、そこは早目の対応というか、そういったことは常々考えてございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○17番（茅根英昭君） 答弁は要らないのですが、最新の施設賠償保険等々、新しいものありますので、見直せることは見直していただきたいと考えます。

続きまして、2問目の学習教育の中で最新の数字教育や英語教育を活用していく考えはないでしょうかという質問の答弁ですが、大川小学校では算数に関して先生方がやっておられて、今後反復練習などをしていくというようなことでした。今の余市町の小学生の全国の学力テストの結果は、北海道新聞さんにも掲載になっていましたし、またほかのところでも掲載になっていましたが、ちょっと厳しい結果であったと聞いていますが、教育長としてはそういう結果を踏まえてどのような認識でしょうか。

○教育長（佐々木 隆君） 17番、茅根議員からの質問に答弁いたします。

学力テストですか、確かにことしの結果につきましては、全国、全道平均を小中学校全て下回っている状況でございます。それは、学校、義務教育、学力の向上、体力の向上というのは、やはりこれは目指さなければならない部分でございますので、そこにつきましては各学校、校長会も通して鋭意努力していただきたい旨をお話をさせていただいておりますし、教科書に基づいて学習をしておりますので、そこはいろいろと工夫をしながら、学力の向上につながるような努力をひとつお願いしたいということで、教育委員会とすれば中



身につかまはしては学校現場のことをごさいますので、ここはいろいろとアドバイスできることはしていきたくて考えております。

**○17番（茅根英昭君）** そのような結果を踏まえて、事実余市町の小学生の学力テスト結果が大変ちょっと厳しい結果に終わっている現状を踏まえて、教育長としてどのような改善策、そういうことを向上させるために何をすべきかというのは、学習教育の中で最新の数字教育や英語教育を活用するということが文科省のほうでも平成28年の3月に改正でどんどん伸ばしていくべきだということもありますので、その辺の数字教育、英語教育を向上させるために今後何をやっていくべきかと考えますか。

**○教育長（佐々木 隆君）** 17番、茅根議員からの再度の質問でございます。

学力の向上を図るためには、学校での教育もありますでしょうし、当然家庭教育というこれもまた重要な位置づけにもなります。家庭に対する指導、こういった部分も学校に与えられている使命ではないかなと思います。家庭学習、これの取り組みというのが求められる部分でございますので、そういった部分も学校と同様に努めていきたいなと思っております。

また、今おっしゃっております数字教育というのは、数字の反復練習をするそういった学習のことかと思えますけれども、いろいろと教科書以外でドリルやテキストやら、そういったものを活用しながら授業に取り組んでいる、そんな状況でございます。いろいろな取り組み方がございますし、また英語につきましても2年後に32年度から教科化になって、正式に3、4年生は時数とすれば35、ただ前倒しして2年前からその時数をクリアするような形で今取り組んでいます。ALTも増員をした中で、その辺の取り組みを進めていきたいと思っておりますので、ご理解願います。

**○17番（茅根英昭君）** 小学生のときに、覚える

力がよりあるときに反復練習も含めて、余市は小樽と札幌に近いという地の利もありますし、どんどん、どんどん、数字教育というのはこの間陰山メソッドで有名なそういう数字教育を教える、反復練習を得意とする全国で有名というか、そういう地域課題を解決する上で、低学年の時代にいかにして学習、学校でできることは学校でやると。反復練習をすることによって、例えばゲームとかスマホをやる家庭もありますが、学校ではとにかく反復練習で、頭、数字を伸ばしていくのだということは大切だと思うのです。その部分で私はそういった全国で非常に有名な方も余市町に対して教育現場のアプローチ、サポートというものもあると思えますので、そういったことも含めて活用したり、考えてはどうかと。

また、ALTさんを増員したこともわかります。そのことは非常に評価している方々も多く、そういうこともわかるのですが、やはりもっとALTさんを活用して、例えば体育の授業に来てもらったり、サポートで、給食のときにもそういう会話で楽しんでもらうと。学校の教育の学習、クラス単位の教科だけではなくて、そういった学校給食なんか楽しみながら、最初のころ、小学校低学年はなかなかわからないでしょうが、英語が楽しいのだよということをいかにわかってもらえるかが一つだと思うのです。そういった部分で、こちらの余市町の教育関係の部署からもそういったALTさんに対して学校の教科だけではなく、そういった楽しみながらやることに対しての給食の時間ですとか、また体育の時間ですとか、遊びながら、食事しながら英語の楽しさを伝えていくべきではないかと考えます。その辺は、教育長、どのように思われますか。

**○教育長（佐々木 隆君）** 17番、茅根議員からの再度のご質問にお答えをいたします。

最初の数字教育ですか、それと英語教育に特化した話になってきておりますけれども、それぞれ

小学校、中学校で主要教科といますか、学習指導要領で決まった部分でやっておりますし、ただ最近では道徳教科、さらには外国語活動という部分で時数もかなり入ってきて、消化していくというのはなかなか厳しい状況にもなっている状況です。その中で、先ほどは陰山メソッド、100升計算、昔からそういった100升計算の有名な先生がいて、余市でも講演がありました。確かに集中力を高めるための反復練習といますか、そういった部分では効果があるだろうというふうには言われております。現に余市の小学校でも授業に取り入れている学校も一部ございますし、さまざまな教科書以外の部分でそういった取り組みを行われてございます。

英語につきましては、ALTが入りまして、単純な昔のような授業ではなくて、何度も申し上げているとは思いますが、会話しながら、お互いに先生と子供たち、あるいは子供たち同士と、そういうところで会話しながらの授業風景となっております。ですから、アンケートをとってみても英語が楽しいというような、そういった子供たちが多くなってきております。授業以外のところでもいろいろと交流といますか、そういったことも可能なかどうかということも今後検討させていただきたいなと思います。

**○17番（茅根英昭君）** そういった取り入れている学校もあるということで、余市もどんどんそういった新しいいい取り組みは活用していくべきだと考えます。

最新の数字教育や英語教育が平成28年の3月から文科省からもどんどん改定されてきておりますので、電子図書館の導入は英語教育充実のために必要だと思うのですが、その辺はどうでしょうか。

**○教育長（佐々木 隆君）** 17番、茅根議員からの再度の質問でございます。

電子図書館というふうなご質問でございますけれども、確かに効果はあると思っておりますけれども、

そこはまだ考えてはございませんけれども、今後の研究課題ではないかなと考えております。

**○17番（茅根英昭君）** 生きた英語を学ぶときに外国人さんとの交流が非常に役に立つこともあるのです。それで、国際社会、今ニセコも倶知安も赤井川のキロロも海外からたくさんの方が来ておりますし、子供のうちからいかに外国人の方と交流して生きた英語を学んで、人と人との結びつきとかその辺の英語教育の観点から、ほかの自治体もどんどん、どんどん小学校の低学年の時代にそういう交流しながら生きた英語教育の学びもやっておりますので、そういった考えは今後検討する余地はないでしょうか。

**○教育長（佐々木 隆君）** 17番、茅根議員からのご質問にお答えいたします。

それぞれの町村の特徴もありますでしょうし、ほかのまちでは、インバウンドの影響で外国人が入ってきているようなまちではいろいろな特色あることもやっているとは思いますが、学校現場の中でそれをどう生かすかとなるとなかなか難しい面もあるでしょうし、社会教育の中でそういった取り組みを今後できるかどうかという部分も検討させていただきたいと思っております。

**○17番（茅根英昭君）** わかりました。昔と違いまして、10年先、20年先ではなくて、今はもう来年、2年後、3年後とスパンが短くなっておりますので、そういったことに対しても前向き、積極的に今後検討して行ってほしいと思っております。

最後の質問であります。高校の魅力化プロジェクトについても学校教育について取り入れていく考えはないでしょうかという私の質問でした。これは、高校のカリキュラムの改革がありまして、魅力化プロジェクト、高校がいかに魅力のある、特色ある高校に持っていくかということは、さまざまな全国の自治体で平成28年からやっておりますが、高校のカリキュラムを改革して、その地域や高校でなければできない教育課程を通

じて、それを用意することが望ましいと。数字や英語などの教科学習、高校独自に設定できる総合的な学習時間や学校指定科目などを活用して、学校独自の授業を展開すると。その中で、高校生の生徒たちが校舎から飛び出して地域に行くと。地元住民や行政にヒアリングをしながら、地域の問題を発見し、課題を設定し、解決策を策定したりすることもまた高校の魅力化を図る。紅志高校の生徒数をいかにふやしていくこと、紅志高校の魅力ある科目、項目をふやすことによって、他地域から来ると、多方面から来ることによって高等学校の生徒増をどんどん図っていくと。余市町でも今まで過去に裏にジャンプ台もありますし、またアルペン、いろいろなスキー競技、またはスポーツ、今では演劇も非常に頑張っておられるという現状も踏まえて、そういった高校を魅力化する取り組みというのをどんどん前向きにやっていくべきではないかなと考えます。

質問の中で、そういった紅志高校の生徒増を考える上で、紅志高校に魅力化を図る、どんどん魅力化を図るということに対しての長期ビジョンとか、来年度、今後の考え方がありましたらお聞かせ願います。

○教育長（佐々木 隆君） 17番、茅根議員からの紅志高等学校の魅力化について教育委員会として何ができるのかという部分のご質問かと思えます。先ほども答弁申し上げましたが、今紅志高校で地域の課題を見つけて、行政、そして民間企業とコラボしながら、例えば今取り組んでいる授業参観などやっているというふうに伺っております。ワインづくりの苗木が不足している問題、そして担い手不足だとかということで、一つのまちづくりという観点も含めた中で、高校の魅力化ということで取り組んでいる授業を今紅志高校でやっているそうでございます。

ただ、私もそこは中学生の進路先として選んでいただける、子供たちが紅志高校に進学したい

と思えるような魅力ある高校になっていただきたい、そういう願いは常に持っております。ただ、その高校を魅力化するためにどうしようかという部分になりますと、これはやはり道立高校でもございますし、そしてまちづくりという一つの部分にも関係してくるところでございますので、そういった部署から教育委員会に対してアプローチがあった場合は、そこはいろいろと教育委員会として研究、検討をさせていただきたいというふうに思います。

○17番（茅根英昭君） 紅志高校さんでもパンをつくったり、あと花の即売会したり、今ではワインづくりなど食と農業に関係してやっていることは十分わかっております。その中で、生徒増の問題もありますので、今後どんどん、どんどん自治体、教育委員会、いろいろなたくさんの方々と連携して、よりよい紅志高校の魅力化を図っていただきたいと思えます。

以上です。答弁要らないです。

○副議長（白川栄美子君） 17番、茅根議員の発言が終わりました。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時08分

---

再開 午後 2時20分

○副議長（白川栄美子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

発言順位8番、議席番号15番、中谷議員の発言を許します。

○15番（中谷栄利君） 私は、今定例会に当たり2件の質問をしておりますので、理事者には要を得た答弁をお願いいたします。

1件目、日本国憲法を守ることについて。さきの臨時国会において安倍政権は、会期内の憲法改憲案を提出するとしていましたが、反対を求める国民世論とその運動の前に国会提出を断念しまし

た。しかし、安倍政権は、その任期中に改憲案の提出をする執念を捨てていません。悲惨な戦争を再び起こしてはならないと教訓を胸に日本国憲法はつくられました。平和首長会議に名を連ねる余市町として、町民の暮らしと行政に憲法を生かすためにも日本憲法を守ることは重要と考えます。そのことについて町長の姿勢を問います。

2件目、並行在来線JR函館本線の存続について。分割民営化を強行し、北海道の鉄道を困難にした国、国交省が12月4日、自治体負担軽減の地方財政措置を見送ると公表しました。路線維持は、沿線自治体だけではなく、北海道全体の問題として考えなければなりません。また、公共交通を維持するのは国の役割です。予定される並行在来線協議会でも存続の強い姿勢を問うものです。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の日本国憲法を守ることにについてに関するご質問に答弁申し上げます。

日本国憲法は、我が国の最高規範であり、憲法を守ることは私ども地方自治を担う者の務めであると考えております。現在日本憲法の改定をめぐる、さまざまな議論が交わされていると承知しておりますが、日本国憲法のあり方については基本的に国政の場で議論すべき課題であると認識しているところであり、国民の声に真摯に耳を傾け、慎重な議論を尽くす中で方向が示されることを望んでおります。

また、並行在来線JR函館本線の存続についてに関するご質問に答弁申し上げます。並行在来線函館小樽間の対策につきましては、北海道と沿線自治体で構成する北海道新幹線並行在来線対策協議会における協議の場において存続に向けた協議が進められておりますが、本町としてはこれまで同様鉄道存続の立場をもって臨んでまいります。また、住民生活や観光面にとって重要な交通機関である鉄道を維持していくために、国や北海道にはJRの経営再建に向け財政援助も含め積極的な

役割を果たしていただきたいと考えており、本町としても余市駅の利便性向上に向けた方策について調査検討を進め、町民の重要な公共交通機関を維持するために力を尽くしてまいりたいと考えております。

○15番（中谷栄利君） 最初に、日本国憲法を守ることにについてお伺いしたいと思います。

国政の中で議論されるべきと言われておりますが、今日憲法についての精神、その成り立ちについて、先ほども述べましたように悲惨な戦争を二度と起こしてはならない、その強い教訓のもとに、また意思のもとに憲法がつくられ、今日の平和が保たれている状況です。しかし、その憲法が今まさに政権の中心の妄信者によって脅かされるとんでもない事態になっています。

そこで、町長にあえてお伺いするものですが、さきの町長選挙や、また9月の定例会の中においてもノーサイド、そしてイデオロギーは持ち込まないと言われる話もあったようですが、行政の住民の生活を守るためにもその長として、町長としての憲法を暮らしに生かす、そういったスタンスは当然必要ですし、これまでも余市町が行ってきた行政の継続は当然の責務だと思います。また、先ほど来述べましたが、平和首長会議、これは核兵器によって多くの方々が亡くなった。日本軍国主義による侵略戦争がまさに2,000万人のアジアの人方を苦しめ、国内でも300万人を超える人が命を失いました。そういった中で、広島、長崎に核兵器が投下され、広島では14万人、長崎では9万人もとうとい命が奪われてしまいました。そういった悲惨な戦争を二度と起こしてはならない、そういった強い意思で平和首長会議、そこに余市町は名を連ねていると思いますが、その使命、責務について、また町民の暮らしに憲法を生かす、そういうスタンスであるべきと思いますが、それについてどのようにお考えですか。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員のご質問

に答弁させていただきたいと思えます。

憲法に対する長としてのスタンスでありますけれども、さきの答弁でありますとおり、我が国の最高規範であり、憲法を守ることは私ども地方自治を担う者の務めであるというふうに考えています。

○15番（中谷栄利君） 余り多くを語らないので、ちょっと物足りないと思いますが、この間の選挙公報や選挙期間中に出されたビラ等も全部大体見ましたが、憲法のケの字もない。どのようなことを考えて今日平和を求めている人たちの声に首長候補として名を上げる、そういった方がどのようなメッセージを発するのか期待していたところですが、肩透かしに遭ったのは私だけではないと思えます。

それで、平和首長会議、ここに余市町は名を連ねている。そして、これまでも憲法9条を守ろう、平和を守ろうということで、多くの方が今日の憲法が脅かされている中で9条を大切にしていこうという気持ちで、余市九条の会が毎年5月、11月に記念講演や行事を行っている、そういったところであります。今回国政の中で議論してもらおうというふうにしておりましたが、町長のこの余市九条の会の記念講演に当たり後援を取り消された、後援をしない、そのスタンスが大きな変化と思われるかもしれませんが、何をもって後援を取り消したのか答弁よろしくお願ひしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の質問に対して答弁させていただきます。

ご質問の九条の会の後援については、我々のほうに特段何らかの依頼があったということは聞いておりません。

○15番（中谷栄利君） それは、行政の責任者たるところでちょっと意見が調整されていないものと思えますけれども、町としての後援についても今までいただけていたものがいただけないということは聞いておりましたが、その事実については

この質問において確認はしていなかったですか。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員のご質問に答弁させていただきます。

今回通告にあった質問に対しては後援の話は入っておりませんでしたので、今回に関しては特段確認はしていませんが、念のため後ほど内部で確認することといたします。

○15番（中谷栄利君） 後援の取り消しについての認識がなかったということで確認をしますが、もしそれが事実であれば誤りであったということではよろしいかどうかお尋ねします。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の質問にお答えさせていただきます。

事実関係はまだ確認できておりませんので、仮定の質問にはお答えできません。

○15番（中谷栄利君） この問題については、これからの余市町のまちづくりだとか平和首長会議に名を連ねる余市町としての使命、そういったことを考えたときにとっても大きな問題だと思いますので、それについては十分精査の上、その態度がもし事実であれば改めた見解表明をしていただきたいと思います。

また、もしそういったスタンス、国政問題ですから町としての後援を取り消したということがもし事実であれば、私はゆゆしき問題だと思います。これからの若い町長が余市町でわくわくするそういった風を吹き起こしたいということで立候補されたわけですから、いろいろなスタンス、イデオロギーを持ち込まないとかそういう話もあったようですけれども、この憲法の問題についても国政の中でも、そして各地でも平和の取り組みとして大いに議論される、そういったスタンスであるべきだと思いますが、後援の取り消し云々は後ほど事実確認してもらおうとして、平和9条のその取り組みについての考え方やそういったこれからの後援、5月や11月にも行われるわけですから、今後の取り扱いについてどのようにお考えですか。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の質問に対してお答えさせていただきます。

先ほど来申し上げておりますとおり、日本国憲法に関しましては国政の場で議論すべき課題であると考えております。もちろん憲法の改正には国会の発議、国民の承認、そして天皇の公布という3つの段階をもってでなければ改憲の議論を進めることはできません。また、本町、私が余市町の町長でございますから、あくまでも町政に関係することのみこの場で答弁するつもりであり、町政にイデオロギーを持ち込むことはないと表明しているのはそのとおりでございます。

後援については事実関係を確認いたしますが、私の立場としては町政にイデオロギーを持ち込むつもりはございません。

○15番（中谷栄利君） この憲法についての解釈いろいろありますけれども、解釈というよりも、今日集団自衛権の閣議決定、行使や戦争法の強行、そして機密保護法の強行、そういったものがある中で、時の政府が憲法を変える、そういったことに執着を燃やしている。そういった中で、この問題について私はあえて新しい町長としてどのようなスタンスなのかということが気になっております。町長としてもやはり住民の暮らしを守るためにはとにかく平和が第一でありますし、そして暮らしのためにも、人権尊重、生存権、そういったものを憲法をしっかりとつとめ暮らしに生かしていく、そういった役割を担っていただきたい、そういう思いでこの質問をしました。それにかかわる最後の町長の答弁あったらお願いします。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の再度の質問に答弁させていただきます。

憲法改正の論議は、国政の場ですべき話だというふうに申しましたけれども、論点は幾つかあるわけでございますが、もちろん平和を維持することは、これは一国民、そして町民の安全を守るとは町長の責務として当然でございますけれど

も、平和を守るとは町民の安全を守ることと憲法との関係に関しては今回は特にそれが緊密に連携しているとは私は考えておりません。ですから、憲法は憲法として国政の場で議論していただき、町民の安心、安全を守るためには我々は町サイドとして政策をきちんと立案していくと、そういうスタンスでございます。

○15番（中谷栄利君） 憲法は憲法、そして町長は町長としてという話がありましたけれども、今日のこれだけ国の悪政に対して住民の命と健康が脅かされるとんでもないことが多々あるわけです。医療制度の改悪や介護の問題についてもそうです。そういった国の悪政、とにかく平和を脅かそうとするその悪政に対して、平和を守る、そういう立場で住民の命と健康、財産を守る、そういった首長の使命としては重大と思えますが、ぜひ新しい町長、若い町長として悲惨な戦争を二度としてはならない、そういった気持ちを大切に行政をつかさどっていただきたい、そのことを言って2問目に移りたいと思います。

2問目のJR問題について、JRの函館本線存続についてお尋ねしたい。まず、町長は、JR北海道を利用されていますか。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員のご質問に答弁させていただきます。

私は、JR北海道は利用しております。

○15番（中谷栄利君） 利用されているのであれば、朝の7時あるいは6時半過ぎの汽車でも多くの学生や通勤者が利用されていて、7時、8時の汽車でも夜は満員状態で帰ってくる。そういったわずかな時間でも勉強してやる、そのためにはやはり何としても列車が、JR北海道は大切な存在だと思いますし、今日の冬の問題についてもJRは必要だと思います。海外のお客さん等も見て、JRの余市の並行在来線が危機的な状況にさらされているという問題に対して、そういった他の利用者や海外から来るお客さん等も見て、どのような認

識でおられるのかお尋ねしたいと思います。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員のご質問に答弁させていただきます。

先ほど私JR北海道を利用するという話をされましたが、もちろん中谷議員も利用されているということだというふうに認識しておりますけれども、おっしゃるとおり多くの学生含め、冬は外国人が乗降しているというのは私も認識しているところであります。他方で平成23年に余市町としましても並行在来線の経営分離に関しては同意しているわけでございますから、この点なかなかひっくり返していくのは大変な話であるというふうに認識しております。ですから、きちんとこれを存続させるのであれば、データをもってどのくらいの乗降客がいるのか、経済的に利益があるということを示しながら進めていかなければならないというふうに考えています。

○15番（中谷栄利君） JR北海道は、これまで利用者に対しての利用状況やデータというのは、なかなか並行在来線の対策協議会の中でも出してこないし、そしてとにかく道やJR北海道のこれからやろうとすることは、2030年の開業の5年前に、札幌延伸新幹線の開業前にとにかく議論が十分尽くされた、あるいはもう後がないという状況の中で突っ走る、そういった状況が考えられます。

先ほど来経営分離について同意した、そういうことは覆らないという話がありましたが、今特に重大な問題、JR北海道が維持困難な路線としていの中で、国がJR北海道に対して2年間にわたり400億円の財政支援措置を行うとしています。しかし、その財政支援措置は、青函トンネルの維持改修やJR北海道の鉄道施設、そういったものに宛てがうということなのですが、残念ながら維持困難とした路線の赤字対策やそういった地方沿線の存続のために国の財政支援措置が使われていない。まさに地方路線を存続するために使うべき国の支援を新幹線の赤字に回して、犠牲を地方路線

の廃線に回すという、こういったやり方がJR北海道に見てとれるのです。こういったいろいろな問題を捉まえて、並行在来線の経営分離について同意した、それはJR北海道として北海道全体の路線を維持するために新幹線と並行しては困難だから、やむを得ない理由で沿線自治体の各首長も泣く泣くやむを得ない状況の中で経営分離に同意したというところもあるかと思えます。ですから、そういった今日のJR北海道の状況や地方路線の住民の公共交通機関、沿線自治体だけでなく、北海道に訪れる、また国としての鉄道が、北海道の鉄道が公共のインフラとして維持存続されなければならない、そういったところまで議論を高めていかなければならないと思いますが、そういった問題について町長の考えはどのようなスタンスでおられますか。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の質問に答弁させていただきます。

まさに公共インフラの維持は、北海道は非常に広大な面積を誇っているわけでございますから、なかなか全部の路線を維持するというのも大変なコストがかかるという中でございます。そんな中で、JR北海道も一企業でございますから、まさに赤字を出しながら営業していくということではできないであろうと思います。今回余市の例でいいますと、もちろん並行在来線経営分離に同意しているわけでございますけれども、それをひっくり返すには、先ほど来の答弁にもなりますけれども、きちんと説得力を持ってこの路線は黒字が確保できるということを示していく必要があるというふうに考えているわけでございます。もちろんインフラの維持という面では必要でありますけれども、他方で経済的な観点からバランスもとらなければいけないと思いますので、そういう観点も含めながら議論を進めていかなければならないと考えております。

○15番（中谷栄利君） 経営分離についての調印

したという話があったので、そのことについても再度突っ込みたいのですが、新幹線開業に当たって並行在来線の問題は、北海道だけでなく全国各地でもあります。それは、あくまでも政府の鉄道、JRとしての申し合わせ事項、それにしかすぎないと思っています。経営分離の同意についての法的な根拠があるのかどうか、それについてはどのような考えですか。

**○町長（齊藤啓輔君）** 法的根拠につきましても、専門的な観点からは現時点では把握しておりませんので、確定的な答弁は差し控えさせていただきたいと思いますが、もちろん沿線の自治体全部の首長が同意したと。一定の効力は有するものではないかというふうに推測されます。

**○15番（中谷栄利君）** 法的な根拠は、今のところ私も探してもないです。申し合わせ事項、それに同意しているし、ましてJR北海道の並行在来線について運行の赤字分について鉄道建設・運輸機構に対して、新幹線の利用と、それから並行在来線を取りやめるに当たっての赤字解消についても鉄道建設・運輸機構にその分もJR北海道は支払うと。そういったJR北海道にしても鉄道建設・運輸機構にお金を支払う上で大変な経営困難に陥る。JR北海道としてもにっちもさっちもいかないといった厳しい状況があると思います。ですから、この問題に対しては、再三言っていますが、国としての責務、むしろヨーロッパでも見られるように一度民営化した路線は社会的、公共的インフラとして国営に戻す、そういった立場も必要ではないかと私は考えております。ですから、鉄道を公共インフラとして捉えて、国の責任でその存続に対して措置をとる、そういった考えが必要だと思います。

今回国土交通省は、鉄路維持困難の路線の沿線自治体からも要望があった沿線線路の維持補修について地方財政措置を求めておりましたが、その地方財政措置は困難として国土交通省は発表した

ので、当初見込んでいた年数十億円の財政措置が見込まれず、道だけの支援措置として5億円規模にならざるを得ない、そういった報道がこの12月にあったわけです。国土交通省の言い分としては、地方の鉄道に対して3割の補助をしているのに、JR北海道だけ5割のそういった補助をするのは大変厳しい、そういった逃げ腰になっている。これだけ北海道の広大な土地の中で鉄道が果たしている住民の生活を支え、その産業、文化をしっかりと支えるためにも鉄道は公共インフラとして必要です。オール北海道、そして国としてこのことを大いに求める、国に対して役割を求める、そういったことが必要だと思います。

選挙の期間中にも中央とのパイプは私にあるという話がありました。国土交通省の出身、所管する国会議員も余市にもおられます。財務省にも顔が広いとお見受けしておりましたが、そういった中で国に対して、JR北海道に対して公共交通インフラとしてのしっかりと国への財政措置支援を求める、そういった構えで並行在来線の存続維持に当たっていただきたいと思いますが、それについて。

**○町長（齊藤啓輔君）** 15番、中谷議員の質問に答弁させていただきます。

経営分離の同意について明文的な法的根拠がなかったがというお話でありましたけれども、法的権限については、明文化されていなくても法的根拠を有するものでございますので、明文化されていない場合でも法的根拠になるので、答弁は確定的なことはできないというふうに私は先ほど申し上げたところでございます。

さらに、国や北海道等にきちんと働きかけるべきではないかというようなご質問でありますが、最初の答弁でも申し上げましたとおり、財政援助を含め積極的な役割を国や北海道には果たしていただきたいと本町としては考えているというところでございます。



○15番（中谷栄利君） いつ開催されるか抜き打ち的にしかわからない並行在来線の対策協議会で、これまで幹事会でその進行を継続して常時話し合おうとしていましたが、それもままならないと私は見ておりますが、ぜひ対策協議会で強い発言をしていただきたいと思います。

さらにちょっと発展をさせて質問しますが、在来線を維持存続するためには、その在来線を中心としたまちづくりが何といても私は大切なかなめだと思えます。今地方公共交通についてのあり方について検討委員会が立ち上げられています。その中ではJR北海道、駅を中心とした中でその間に時間を合わせたバスの問題やタクシー乗り場についての対策、さまざまな問題がありますが、その中で在来線維持存続するためにも駅を中心としたまちづくりがこれからの町のかなめとなります。このことについて。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の質問に答弁させていただきます。

先ほど来申し上げておりますとおり、在来線維持を求めるのであれば、きちんとその路線が経済的に利益をもたらすのであるということの説得力を持って訴えていかなければならないわけでございます。その観点からも乗降客数をふやすことが必要になってくると思えます。ですから、そのための施策はどんどんアイデアなどを今後も出していきたいというふうには考えております。

○15番（中谷栄利君） ぜひ余市町をわくわくさせていただくためにもその問題についてもアイデアをフルに発揮していただきたいと思います。私は期待しています。

これから6次産業やニッカ、ワイン、そして海産物、果樹、そういった余市のよさをアピールさせていくためにも、観光協会等のタイアップもJRの利用として大いに期待される場所だと思えますが、かねてから仁木町長ともこの問題について過去に懇談したことがありまして、仁木町長

はワイン列車を走らせたいと。仁木の駅については、高校生が交流できるように改装して、大いにぎわいを取り戻したい、そういったような構想をお持ちでした。観光協会の総会においても仁木の観光協会の方にもいろいろお話ししましたが、ワイン列車について大いに期待を寄せていたところですが、町長におかれてはこういった問題について、ワイン列車等の観光客に対してJRの利用を促進する施策について今アイデアをお持ちですか。

○町長（齊藤啓輔君） 15番、中谷議員の質問に答弁させていただきます。

仁木ではワイン列車を考えているという話でありましたけれども、それも一つのアイデアであるというふうに考えております。もちろんナパバレーではワイントレインというのを走らせて、非常に多くの観光客を集めているという現状がございます。このようにさまざまなアイデアをどんどん出し合うことは非常に有意義なことだと思っておりますので、いいことだと思っています。私が今のところ具体的なアイデアがあるかどうかというと、まだそこまで具体的には考えておりませんが、さまざまなアイデアを出していただくことは非常に有意義だというふうに考えております。

○副議長（白川栄美子君） 15番、中谷議員の発言が終わりました。

これをもって一般質問を終結いたします。

---

○副議長（白川栄美子君） お諮りいたします。

本日の会議は議事の都合により延会いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明18日は会議規則第8条の規定に基づき、

午前10時から議会を再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

延 会 午後 2時55分

上記会議録は、枝村書記・小林書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証する為、ここに署名する。

余市町議会議長            6番    中    井    寿    夫

余市町議会副議長        11番   白    川    栄美子

余市町議会議員           2番    吉    田            豊

余市町議会議員           3番    辻    井            潤

余市町議会議員           4番    岸    本    好    且